

豚オーエスキー病不活化ワクチン （“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン）

1. 概要

- (1) 品目名：豚オーエスキー病不活化ワクチン
商品名：“京都微研”豚オーエスキー病不活化ワクチン
- (2) 用途：オーエスキー病ウイルス感染による妊娠豚の死流産予防、及び乳汁免疫による産子の豚オーエスキー病の発症予防

本剤は、オーエスキー病ウイルス岩手株感染 PK-15 細胞可溶化抗原を主剤とし、アジュバントとして無水マンニトール・オレイン酸エステル (AMOE)、流動パラフィン、不活化剤としてホルマリンを使用した不活化ワクチンである。

今般の残留基準の検討は、本ワクチンが動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間（6年）が経過したため再審査申請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことによるものである。

- (3) 有効成分：オーエスキー病ウイルス岩手株感染 PK-15 細胞可溶化抗原
- (4) 適用方法及び用量
繁殖用雌豚の種付前約 30 日、種付前約 2 週、分娩前約 30 日にそれぞれ接種し、以後は各分娩前約 30 日に 1 回接種する。各接種は、1 mL を耳根部後方の頸部筋肉内に行う。休薬期間として 5 ヶ月が設定されている。
- (5) 諸外国における使用状況
本ワクチンは、諸外国において使用されていない。

2. 残留試験結果

対象動物における主剤等の残留試験は実施されていない。

3. 許容一日摂取量 (ADI) 評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 18 年 11 月 6 日付け厚生労働省発食安第 1106007 号により、食品安全委員会あて意見を求めた豚オーエスキー病不活化ワクチンに係る食品健康影響評価については、以下のとおり評価されている。

本ワクチンに含有される主剤は不活化されており、感染力及び毒性は有して

いない。

アジュバントとして使用されているAMOE、流動パラフィン、不活化剤として使用されているホルマリンは過去に添加剤としての観点から検討され、ワクチン等が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると評価されている。

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、安全性を懸念させる研究報告は得られなかったとされている。

豚に対する安全性について、承認時まで及び調査期間中に275頭について調査が実施され、不受胎が7例、流産が5例、本剤の副作用として使用上の注意に記載されている注射部位の腫脹・硬結が10例に認められたが、不受胎及び流産の発現率（それぞれ3.4、2.4%¹）は通常発現率であり、注射部位の腫脹・硬結は承認前と承認後の発現率（それぞれ4.4、3.4%²）に大差はみられなかったことから、承認時には把握されていなかった新たな副作用は認められなかったとされている。

上記のように、承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性を懸念させる新たな知見の報告は認められないと考えられ、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

4. 残留基準の設定

食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。

¹ 承認後の207頭調査で認められた。

² 承認前の調査で68頭中3頭、承認後の調査で207頭中7頭